



マイシティライフ 201

2 …… 特集 悪質商法を防ぐ法律(特定商取引法・割賦販売法)が強化されました!

4 …… 暮らし百科 京の食文化と食育

5 …… すぐに使えるちえぶくろ もりもり食べよう!! 京の旬野菜

6 …… 消費生活相談の小窓 海外宝くじ 誘いに乗らない!! 絶対に買わない!!

8 …… その他 市民総合相談課ごあんない・クロスワード ほか

消費者川柳を募集します!!

マイシティライフでは、今号から、消費者被害の防止と消費者の自立に向け、市民自らが消費生活についての意識を高めていただく機会とするため、「消費者川柳」を募集します。

悪質商法や消費者問題への警鐘など、消費者の喜怒哀楽を川柳にしてみませんか!

■ 応募資格… 京都市内にお住まい又は通勤通学されている高校生以上の方

■ 応募内容… 「消費生活に関する五・七・五の川柳」と「作品に込めた一言コメント」
ただし、応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。

■ 応募方法… 随時募集しています!!

ハガキ又はA4判の紙(様式任意)に、郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・作品・コメントを記入し、郵送又はFAXしてください。
市民総合相談課ホームページからも応募できます。

■ その他…… 応募作品のうち、毎号一作品を掲載します。
掲載の謝礼として図書カード3,000円分を進呈します。

作品例

還付金 いただくはずが 振り込んだ (平成20年度くらしの達人入選作品 右京区 男性の作品)
贈り物 貰って言えぬ “あげ底” を (平成18年度くらしの達人入選作品 中京区 男性の作品)

※本募集は、昨年度まで「くらしの達人 一般の部 消費者川柳」として
応募期間を定めて募集していたものですが、今年度から、
マイシティライフの誌上で随時募集、掲載することになったものです。
※中学生以下の消費者標語については従来どおり募集します。
(募集期間等は改めてお知らせします。)



悪質商法を防ぐ法律(特定商取引法・割賦販売法)が強化されました！

(平成20年6月改正・公布，21年12月までに施行)

高度経済成長期に消費者被害が社会問題となり，昭和51年，「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」が制定されました。

この訪問販売法は，その後「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」に改められ，「割賦販売に関する法律（割賦販売法）〈昭和36年制定〉」とともに，消費者被害防止・救済のために，何度かの改正を行ってきています。

平成20年6月，特定商取引法と割賦販売法が改正，公布されました。この改正法は，大部分が公布の日より1年6カ月以内に施行されます。その内容は，私たち消費者にとって重要なものばかりですので，一部御紹介します。

規制の抜け穴の解消

●指定商品制を廃止

これまでは，特定の商品やサービスについての取引だけが特定商取引法の規制対象でしたが，訪問販売，電話勧誘販売，通信販売等の取引であれば，原則，すべての商品・サービスが規制対象になります。

ただし，別の法律で消費者被害の是正等ができるものや，クーリング・オフになじまない商品・サービス等は，規制の対象となりません。

→悪質業者は，規制対象でない商品・サービスに目をつけようとするため，指定商品制が廃止されました。あわせて，割賦販売法においても，クレジット規制の対象を不動産の販売を除くすべての商品・サービスに拡大されることになりました。

●割賦要件の見直し

これまでは，「支払期間が2ヶ月以上かつ3回以上に渡る分割払い」のクレジット契約が規制対象でしたが，「2ヶ月以上後の1回払い，2回払い」も規制対象になります。

→最近の被害事例を見ると，ボーナスを含めた2回払いのケースや，一括払いのケースも少なくないため，「支払が2ヶ月以上先であれば，一括払いも含め全て」が規制の対象となります。（ただし，「購入した翌月の一括払い」のケースは単なる決済手段としての性格が強いため，規制の対象にはなりません。）

広告

借金や過払い金の問題などでお困りの方へ 無料法律相談 のご案内



クレジット・サラ金相談



相談料 **無料** (初回・1回 30分)

京都弁護士会館 平日(9時半～12時、13時～15時半)
京都タワービル3階 平日の火曜・木曜(18時～20時半)

まずはお電話下さい!!



075-231-2378



きっとある あなたを支える 法と智恵 **京都弁護士会** 受付時間(平日 9時～12時/13時～17時)

再勧誘
過量販売
お断り！



訪問販売規制の強化

●再勧誘の禁止

訪問販売業者に契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、同じ内容の契約を勧誘することが禁止されます。

→訪問販売での消費者被害では、高齢者をねらった執ような勧誘と販売によって高額な被害となる事例が増えています。特に、判断力の低下した方や一人暮らしの方の被害事例では、事業者の言葉巧みな話術に乗せられたり、長時間に渡る勧誘で、きっぱり断ることができず、最終的に契約してしまうケースが多発しているため、禁止されました。

●過量販売の契約の解除

訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間契約の解除等が可能になります。（ただし、消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外となります。）

→最近の被害事例として多いのが「過量販売」あるいは「次々販売」です。一度でも不用意に買ってしまえば、次々と契約を押し付けられてつい過剰な量の商品を買わされたり、違う事業者が入れ替わりやってきて被害がさらに拡大するケースもあるため、改正されました。

クレジット規制の強化

●既払い金返還ルールの導入

訪問販売業者等の虚偽説明や、過量販売による個別クレジット契約は、解約及び消費者が既に支払ったお金の返還請求が可能になります。

→これまでの割賦販売法のルールではクレジット代金の未払分については、クレジット業者からの支払請求を拒絶することができましたが、既払金の返還を求めることはできませんでした。しかし今後は、購入者は、クレジット業者に既に支払った金額の返還を受けることができます。

この他にも、重要な改正点がありますが、誌面の都合上、省略している部分があります。詳しくは、経済産業省のホームページ「消費生活安心ガイド」を御覧ください。

<http://www.no-trouble.jp/index.html>

広告

法的トラブルの解決は、まず電話から
法制度や適切な相談窓口
を紹介します。

0503383-5433

平日/9:00~12:00 13:00~16:00

京都市中京区河原町三条上ル

京都朝日会館9階

法テラス京都

「法テラス」は総合法律支援法に基づき設立された公的な法人です。



広告

田尻司法書士事務所

お気軽にご相談下さい！

債務整理（過払い・借金）
相続 / 遺言 / 成年後見 / 登記手続

TEL:075-393-1550

西京区山田四ノ坪町1番地6
〔西京区役所前 交差点西へすぐ〕

<http://www.ts-shihoushoshi.com>

田尻司法書士事務所

検索

携帯サイトは
こちらから



京の食文化と食育

京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
大谷 貴美子

現代の京料理には、五味・五色・五法に代表されるように、旬の素材の特性を無駄なく活かす精神、おいしく食べてもらうためのもてなしの心などが受け継がれ活きている。そして、これらの多くは現代人が忘れようとしている心でもある。ところで、こういったすばらしい食文化を守り育てていくためには、そこで生活している住人がそれらに触れ、知り、その素晴らしさに気づく必要がある。

現在、全国で食育が展開されているが、日本が世界に誇る京料理が地元にあるにもかかわらず、京都で生まれ育つ子ども達が、それに触れる機会がないのは実にもったいない話である。そのような話を、たまたまある京料理屋のご主人にしたところ、お昼の点心100人分くらいなら無料で提供してもよいという、信じられない申し出をして下さった。食育基本法が制定される以前の話である。そして、市内の小学6年生を対象に、わたし達の研究室が五感で味わうことの実践、食環境の大切さ、京料理の歴史、マナー等の事前授業を分担し、京町家の料理屋で本物の京料理を戴くという食育プログラムが実現した。

期待に胸ふくらませやってきた子どもたちは、小学校でみる子どもたちとは少し違ってみえた。プロの包丁さばきに歓声をあげ、美しい盛り付けに見入り、ひとりずつ丁寧におかみさんからサーブされる料理を、学んだマナーを思い出しながら、緊張の面持ちで食べていた。そんな子ども達の姿に、見ていた私たちも感動していた。料理もとてもおいしかったようで、普段、嫌いで食べられない食材までも残さず食べ、レシピを書いてもらって帰る子どももいた。

その後のまとめ学習で、子ども達は京料理の秘密は「もてなしの心」にあることにちゃんと気づいていた。感動は、家庭にまで伝わったようで、家庭での子どもたちの変化を保護者からも聞くことができ、わたし達はこの取組の手ごたえをしっかりと感じる事ができた。わたし達の関りは約3年間続いたが、料理屋のご主人のご好意は今も続いている。

わたしは、こういった京都の食文化を活かした食育が、京都市内の全小学校に広がっていくことを願っている。いくばくかの材料費の負担（当時、1,500円程度と聞いた）があれば、協力してくださる料理屋は増えるのではないかな。本物の環境の中で、本物を味わい、プロと呼ばれる人に接すること。その経験と感動は子どもの一生の宝物であり、そのことが食文化を守る原動力となると確信している。





ご存知ですか？

6月は
食育月間です

もりもり食べよう！！京の旬野菜

わたしたちが生きていくうえで欠かすことのできない「食」。「新鮮で美味しく」、「栄養たっぷり」、「安全で安心」なものを食べて健康に暮らしたいものです。

京都市では、市内の新鮮な地場野菜を「旬」の時期まで待って食べることを推奨しています。これは、自然に逆らわず育てられた地場の「旬」のものを食するのが、味、栄養価ともに優れ、健康に良いと言われているからです。

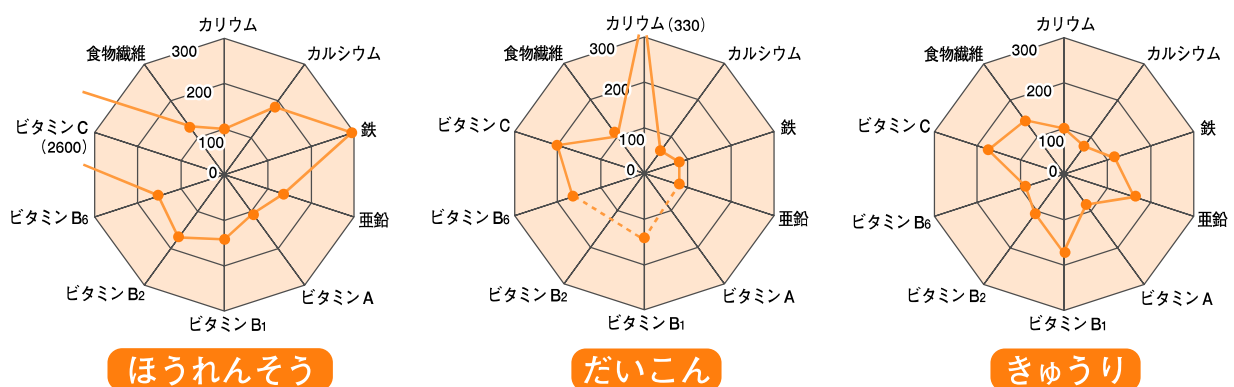
また、京都市では、古くから恵まれた土と気候で多種多様な野菜が作られ受け継がれてきており、「京野菜」として京の食文化を支える重要な食材となっています。

京の旬野菜推奨事業



この事業は、市内の新鮮な地場野菜をその野菜の「旬」の時期を待って食べることを推奨するものです。品目ごとに「旬」の時期を定めた「京の旬野菜」は、農薬や化学肥料の使用を減らし、一定の栽培基準を満たした農家が生産したものですから、安心してお求めいただけます。「京の旬野菜」は、認証マーク（左参照）やのぼり等を目印に、市内各地の小売店、公設小売市場、スーパーマーケットや直売所等で、四季折々の季節感とともにお求めください。

京の旬野菜と旬以外で作られた野菜との栄養価の比較 ※旬以外を100とする



ほうれんそうのビタミンCは、夏場よりも冬場の方が26倍も多く含まれています。鉄分も3倍と多いことが京都市の調査でわかっています。ほうれんそうの他にも、冬に旬を迎えるだいこんやねぎ、こまつなについても各栄養成分が夏場より豊富に含まれています。

きゅうりについても、ビタミンC、体内のエネルギー生産に深くかかわるビタミンB1、亜鉛は旬のものの方が優れています。

新京野菜「京てまり」(トマト) のレシピ

『京てまりと卵の炒め物』

【材料】京てまり、卵、にんにく、バター、オリーブオイル、バジル（あれば）

- ① 京てまりは2～3cm角に切っておく。
- ② フライパンにバターを入れて火にかけ、溶き卵を入れてふわっと炒めたら一旦取り出す。
- ③ ②のフライパンにオリーブオイル、にんにくを入れて炒め、トマトを加えて塩コショウし、さっと炒めて卵を戻して混ぜ合わせる。
- ④ 器に盛って、バジルを散らす。



「京てまり」(トマト)

(出典・参考) 京都市産業観光局農林振興室ホームページ
http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/soshiki/7-4-0-0-0_5.html

消費生活相談の小窓

海外宝くじ 誘いに乗らない!!絶対に買わない!!

「海外宝くじ」に関する相談が市民総合相談課（市民生活センター）へ多数寄せられています。海外から送られてくるDM（ダイレクトメール）の内容は宝くじだけに留まらず、占い、クイズ、高額商品の当選通知など多様化しており、被害額も高額化する傾向にあります。最近では書留などで送ってくる巧妙な手口の悪質業者もいるため、より一層の注意が必要です。

事例 1 「単独\$4,000,000（約4億円）の当選者となる可能性のあるお客様として選ばれました」という内容の封書が届いた。ボーナスとして高級外車が贈られるようだ。賞金承諾証明書を申込金とともに直ぐに送り返すように書いてある。そこにはクレジットカード番号など、個人情報を書き込むようになっていて不審だ。

事例 2 「簡単な算数のクイズの答えと一緒に審査料数千円を海外に送ると、抽選で高額賞金が当たる」という内容の封書が届いた。本当だろうか。

問題点

- 海外宝くじを一度購入すると「購入見込みの高い消費者」として名簿が出回り、複数の業者からDMが届きます。最近では書留などで送りつけたり、少額の当選金と思われるお金や商品が届くなど、消費者の期待感を高める演出をする業者もいます。
- 海外宝くじの内容を見ると、国内では存在しないような高額な当選金の獲得をにおわせる内容が多く、意味のわかりにくいものが多くみられます。業者は「当選した。お金を送れば賞金がすぐにもらえる。」と、受け取った人が誤解するような意図をもって、こうした記載をしている可能性があります。

広告

わたしのくらし
わたしたちの
地域に

協同がはぐくむ
安心と笑顔を



京都生活協同組合

075-681-2190 <http://www.kyoto.coop/>



広告

URL ; <http://www.kyoto-marutsuke.co.jp/>

製造・卸
株式会社 丸漬
〒600-1884
京都市下京区朱雀分本町
電話 075-321-6428
ファックス 075-321-6239



確かな品質と安心・安全を
心掛けております。

●海外宝くじを国内で購入することは法律で禁止されています。また、当選すれば賞金を送るというシステムでは、本当に宝くじを購入しているのかすら分かりません。しかし、外国と日本との国際間取引となるため、たとえ、違法行為があったとしても、それを防止する有効な対策はないことから、消費者の被害救済は難しいのが実情です。

●海外宝くじ業者の窓口は国内にないことが多く、連絡は国際郵便やFAXでのやり取りしかできない業者も多くみられます。この場合、消費者が返金等について業者と直接交渉することは、時間的・距離的にも困難です。

●クレジットカード決済などを利用している場合、1回だけの決済のつもりが毎月引き落としがある、決済した覚えのないところからの引き落としがある、などトラブルに巻き込まれる可能性もあります。海外宝くじ業者は日本のクレジットカード会社とは直接加盟店契約を結んでおらず、代金請求は国際カードブランド会社の決済センターを通じて行われます。そのため、消費者が利用するクレジットカード会社と交渉しても解決できないこともあるのが現状です。

●「いつか必ず当たる」と強く信じお金をつぎ込んでしまう人もいます。また、料金支払いが容易であり、1回当たりの送金額も数千円程度と手軽であるということも、海外宝くじにのめり込む一因であると思われます。このようなことから、長期間に渡ってお金を支払い続け、被害額を正確に把握することが難しいのが現状です。



被害にあわないためのアドバイス

- 海外からのDM（ダイレクトメール）の誘いは安易に信用せず、絶対にお金を支払わないようにしましょう。
- クレジットカード番号などの個人情報 は安易に記入しないようにしましょう。
- 不審な封書が届いたら市民総合相談課（市民生活センター）に相談しましょう。

CONGRATULATIONS!
(おめでとうございます!)



（参考）独立行政法人国民生活センター発行「たしかかな目 2007年11月号」

広告



志津屋
SIZUYA

本店
京都市右京区山ノ内五反田町35
TEL (075)811-6000
http://www.sizuya.co.jp

抹茶あずき
京都宇治抹茶のほろ苦い風味と
丹波大納言が奏でる慎ましい和の美しさ。

広告

「思い出」が人を繋げる自分史交流サイト

自分史ポータル
自分史.JP
http://jibunsi.jp

自分史.JP 検索

インターネットの
新しい楽しみ方
がここにあります。

無料会員登録で
すぐにご利用
いただけます。

株式会社 図書印刷同朋舎
〒600-8805 京都市下京区中堂寺鍵田町2番地

市民総合相談課 ごあんない

市民生活に関する相談業務や、生活情報の提供、消費生活講座や出前講座等を実施しています。

■消費生活相談 TEL 256-0800

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時
※週末緊急時の消費生活相談は257-9002
(土・日 午前10時～午後4時、電話相談のみ)

■多重債務相談 TEL 256-3160 さいむゼロ

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

＜多重債務特別相談＞

開催日	開催時間	定員
毎週水曜日	午前9時～正午	4名
第1・第3水曜日	午後5時30分～8時30分	8名
第1・第3水曜日の翌週水曜日	午後5時30分～8時30分	4名

いずれも1人あたりの相談時間は45分(面談のみ、電話予約制)

■出前講座、会議室、パネル等貸出の問合せ TEL 256-1110

(受付時間) 午前8時45分～正午・午後1時～午後5時30分

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角
アーパネックス御池西館4F(市民生活センター)
※地図は右図を参照ください。

京都市文化市民局市民生活部
市民総合相談課
(FAX) 256-0801
(ホームページ)
http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

閉庁日

土、日、祝日、年末年始
(12月29日～1月3日)

↑「インターネット消費生活相談」、「マイシティライフ」へのご意見・ご要望もこちらから

■交通事故相談 TEL 256-2140

(相談時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

■市政一般相談、法律相談に関する問合せ TEL 256-2007

(受付時間) 午前9時～正午・午後1時～午後5時

＜法律相談＞

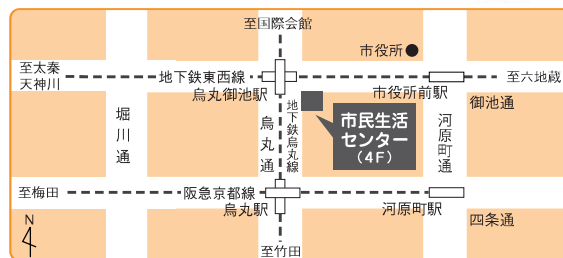
実施場所	開催日	開催時間	定員
市民総合相談課 ※1	月・火・木・金曜日	午後1時30分～4時	15名
	第2・第4水曜日	午後6時～8時	12名
各区役所・支所 まちづくり推進課	毎週水曜日	※2	※2

いずれも1人あたりの相談時間は20分(面談のみ)

※1 当日午前9時から整理券配布(金曜日、第2・第4水曜日は完全予約制)

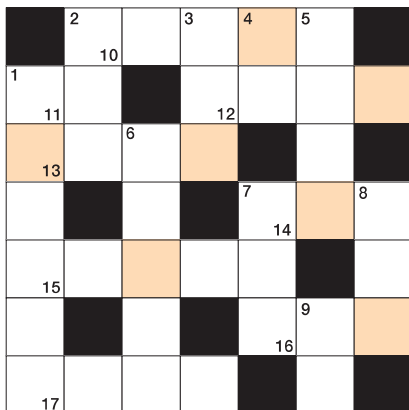
※2 各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

■地下鉄「烏丸御池」駅下車、
「3-1、3-2番出口」から地上へ出てください。
※駐車場等はありません。市バス・地下鉄などの
公共交通機関をご利用下さい。



クロスワード

■を組合わせると、1つの言葉になります。それはなんでしょう。(正解は次号発表)



＜タテのかぎ＞

- 1 本州最南端の岬
- 2 ○○○な年頃
- 3 線を英語で言うとき・・・
- 4 刺身や鍋料理に使われる高級魚 九州ではアラと呼ばれています
- 5 ファスナー、チャックとも言います
- 6 前句付けの付句が独立した17字の短詩 本誌でも募集中! 表紙を参照
- 7 舞妓として約5年間修行しないとできません
- 8 大豆とにがりで作ります
- 9 ことわざ 似たようなものが次々と現れ出ることのたとえ ○○の箱

＜ヨコのかぎ＞

- 10 グリーンや年末ジャンボがあります。ただし海外のものにはご注意ください!
- 11 奈良公園にいる天然記念物
- 12 徳川幕府の第7代将軍
- 13 行基や弘法大師等、高名な僧侶が発見したという伝説が多数あります
- 14 ○○○ボール、ウォーター○○○事件
- 15 日常生活の中で、高齢者等の消費者被害の拡大防止に御協力いただく京都市のボランティア「くらしの○○○○○」ただ今募集中!
- 16 山梨県の県庁所在地
- 17 日本では平安時代から栽培されたウリ科の野菜

編集後記

今号のマイシティライフはいかがでしたか?くらしに役立つ情報誌として昭和59年から発行しておりますが、より多くの市民の皆様に手に取ってお読みいただけるよう、これからも内容を充実させていきたいと思っています。消費者川柳やクロスワードへのたくさんのご応募、お待ちしております!

正解が分かった方は、解答・解答者の郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、上記住所までお送りください。抽選で素敵な当課オリジナルグッズをプレゼントいたします。※当選者の発表は、商品の発送をもってかえさせていただきます。

回覧

してください

発行/平成21年6月1日 ※広告スポンサーと京都市消費生活行政業務とは直接関係ありません。大豆油インクを使用しています PRINTED WITH SOY INK 本誌は古紙パルプを配合しております